# 徳島県中学校体育連盟表彰規程

昭和53年7月27日設定 平成3年5月11日一部改定 平成20年5月9日一部改定

(目 的)

第1条 この規程は、徳島県中学校体育・スポーツの振興に寄与した者も表彰に関することを定める。 (種類)

- 第2条 表彰の種類を、次の通り定める。
  - 1.体育功労賞・・徳島県中学校体育連盟(以下:県中体連)の事業・運営に功労のあった者。
  - 2. スポーツ指導者賞・・県中体連のスポーツ活動に、優秀な選手(団体を含む)を育成した者。
  - 3. 研究奨励賞・・体育科教育の調査・研究に著しい業績をあげた者。

#### (被表彰者)

第3条 本連盟における体育・スポーツの振興につとめ、その功績が特に顕著な者で次の各項に該当する者に対し、表彰状及び記念品を贈りこれを表彰する。

ただし、同じ種類の賞を重ねて受けることはできない。

1. 体育功労賞・・本連盟に15年以上所属し、顕著な業績をあげた者で、次の業績換算表による条件を満たした者。

#### 〈業績換算表〉

20点以上の業績をあげた者をもって該当者とする。

ただし、業績の換算は、次の通りとする。

- (1)評議員・理事(常務理事・及び郡市理事)・専門部長は、それぞれ任期1年で4点とする。
- (2) 専門部副部長・郡市専門部長は、それぞれ任期1年で2点とする。
- (3) 郡市専門部副部長は、任期1年で1点とする。

なお、上記役職を兼務した場合は、各役員ごとに業績換算点を加算する。

- 2. スポーツ指導者賞・・本連盟に10年以上所属し、次の各号に該当する顕著な業績をあげたと認められる者。
  - (1) 県中学校総合体育大会及び本連盟主催の県中学校駅伝競走大会・県中学校郡市対抗陸上競技大会で団体優勝5回以上、個人優勝10名以上指導した者。
  - (2)四国中学校総合体育大会で、学校対抗団体優勝3回以上、個人優勝6名以上指導した者。
  - (3)日本中体連主催または、共催の全国大会で3位以内の団体入賞2回以上または、個人入賞4名 以上指導した者。
- 3. 研究奨励賞・・中学校教育研究会・学校体育連合会・日本中学校体育連盟等の主催する研究会において、その中心となり著しい業績をあげたと認められる者。

(推薦)

### 第4条

- 1 本連盟に所属する各郡市中学校体育連盟は、この規程に該当すると認めた者については、その年度の4月末までに推薦書(様式1号)を本連盟に提出する。
- 2 表彰者の選考は、表彰委員会 (評議員会をもってこれにあてる) において決定する。

(表彰の日)

第5条 表彰は、毎年7月の第2回評議員会の当日に行う。

ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

この規約は、昭和53年7月27日から施行する。

(様式1号)

## 推 薦書

賞の種類	氏	名	所属校	経歴(受賞の対象となる内容)	
			中学校	中体連所属期間	年

上記の通り推薦いたします。

平成 年 月 日

( ) 郡市中体連会長 印

用紙の大きさ: A4